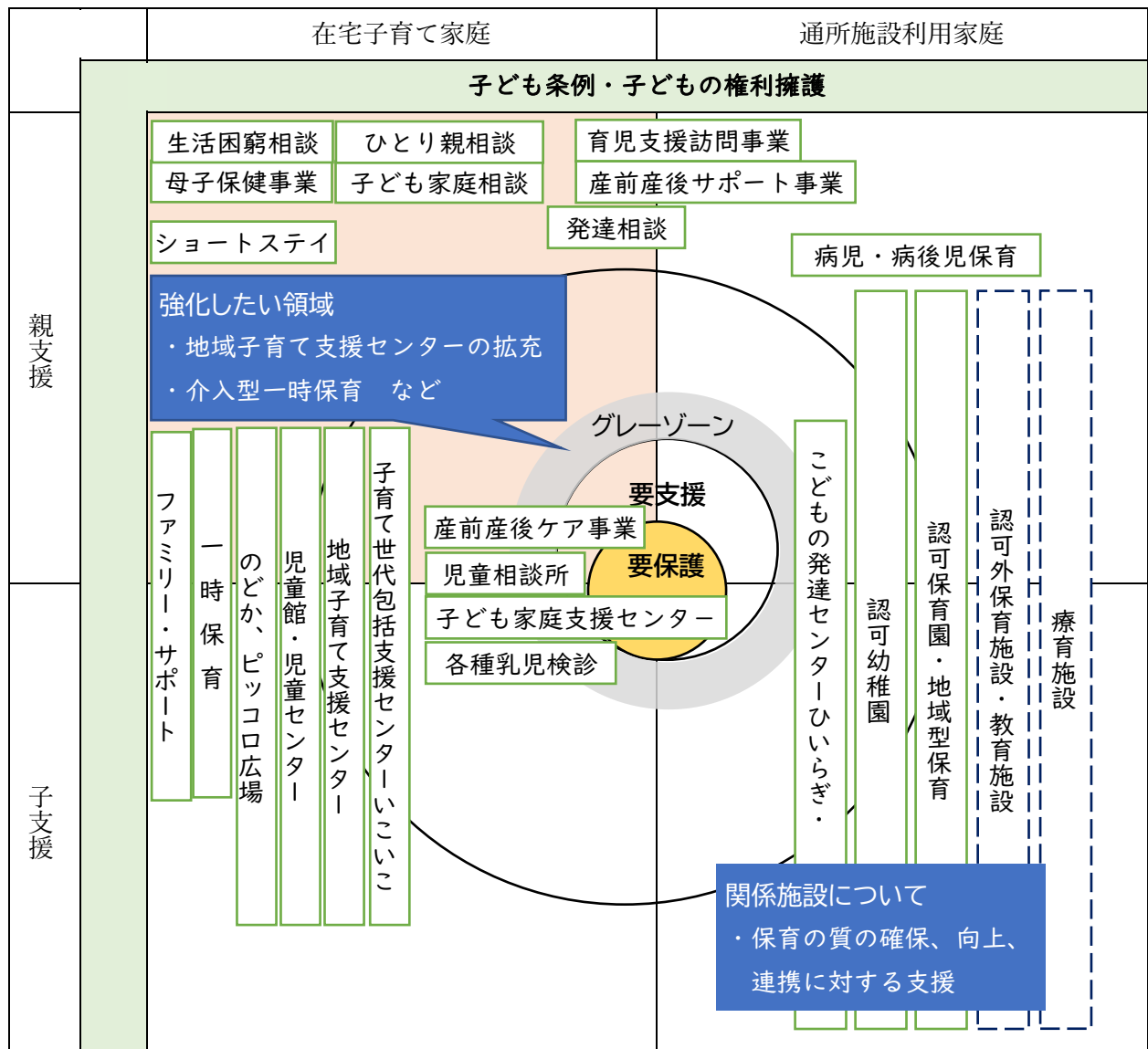


地域における子育て支援の在り方

これまでの審議会の議論では、親が抱えている課題、子が抱えている課題について整理を進めてきました。

これを未就学児、小学生から高校生年代と分けて考えることで、今後、強化していきたい領域が明確化されることから、これらを分けたものが以下の表です。

1 西東京市子育て支援概念図(未就学児)



(1) 在宅子育て家庭への親支援

西東京市子ども条例（以下「条例」という）前文では「乳幼児は特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格を持っています。」とされ、第5条では、市は子どもが健やかに養育されるための支援を行う責務や、育ち学ぶ施設の関係者等の協力・支援が定められています。これらを踏まえ、未就学児でも特に幼稚園就学前の0歳から2歳については、在宅子育て家庭の割合が高いことから、この領域の親支援の取組みを強化していく必要

があると考えられます。

ア 具体的な施策の方向性

・地域子育て支援センターの拡充

育児・健康・食事・出産等について専門相談を実施している地域子育て支援センターを拡充し、9 中学校区域に地域子育て支援センターを整備することを基本とします。また整備にあたっては学区域の特性（南北に長い等）を踏まえ、隣接学区域での確保も想定するなど、配置の見直しを行います。

・一時保育の拡充

子育て中の保護者のレスパイト支援の観点から、一時保育を拡充します。一時保育の拡充に当たっては、現状の予約抽選方式の一時保育に加え、支援が必要と認められるご家庭に一時保育の利用をお勧めする介入型一時保育の導入を検討します。

・保育等で得られたノウハウの提供

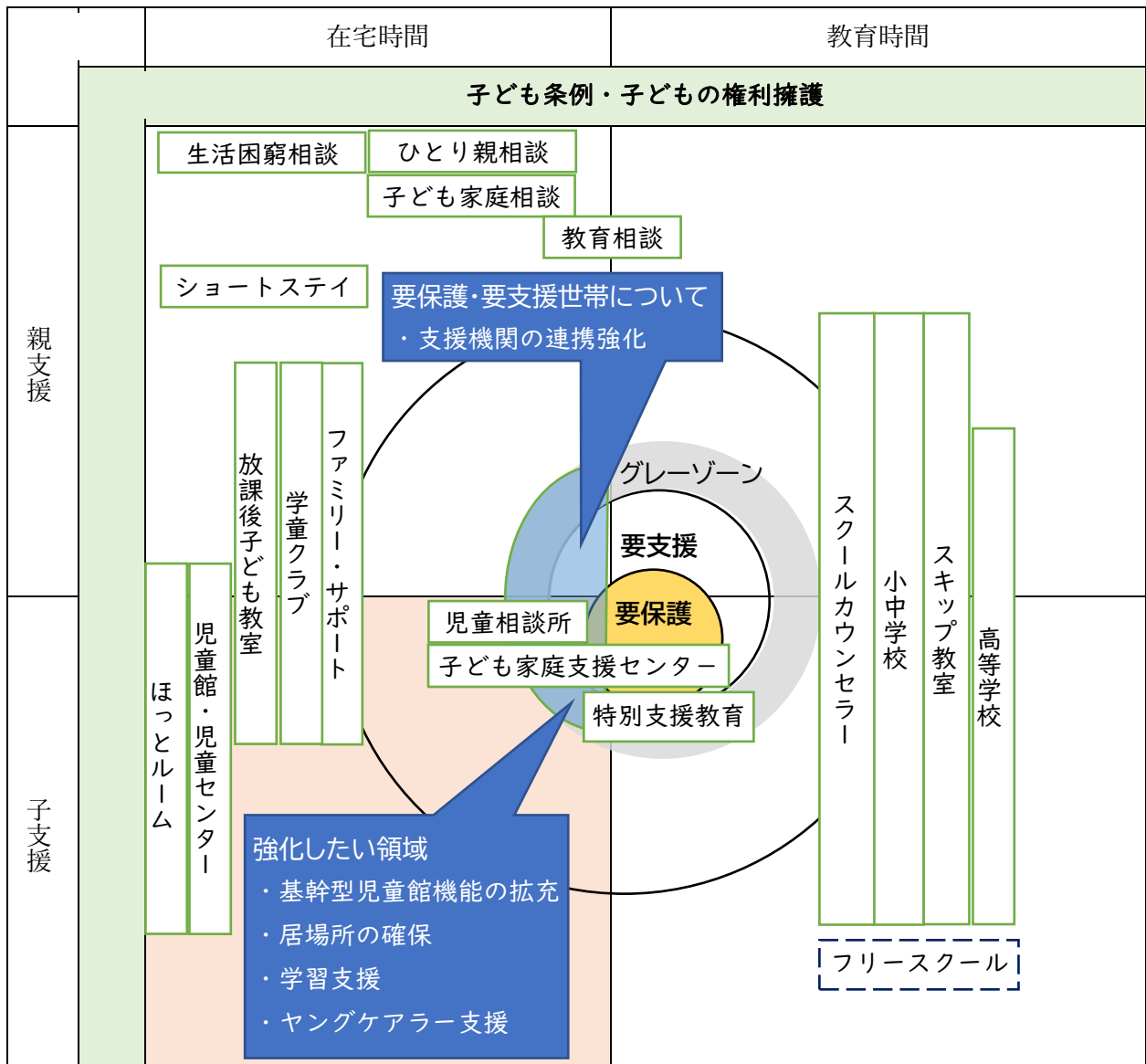
各種保育マニュアルや子育て Q&A などの保護者向けの情報発信を強化します。

(2) 幼稚園・保育園等の育ち学ぶ施設の保育の質の確保、向上、連携への支援

条例第 3 条第 3 項では、保育士や教職員など育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが市主体性を持って学び、活動することができるよう支援する役割があることを定めています。

各施設がお預かりしている全ての子どもが、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮した保育ができるよう、地域の施設間の情報交換の場であるブロック会議、西東京市保育の質のガイドラインを始めとする各種研修、地域型保育施設の連携施設確保などを推進し、保育の質の確保等に引き続き努めます。

2 西東京市子育て支援概念図(小学生～高校生)



(1) 在宅時間の子ども支援

条例前文では「おとなは子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう子どもの育ちを支えます」とされるとともに、第12条では子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動する居場所について市の責務が定められています。

乳幼児期を過ぎると親支援はもちろんですが、子ども自身への支援がより一層求められることとなります。特に学校による学びがなされている教育時間を終えた後の在宅時間について、取組を強化していく必要があると考えられます。

ア 具体的な方向性

・基幹型児童館機能の充実

児童館・学童クラブは、施設の利用を通して、支援の必要な児童や保護者を把握し、関係機関との連携を行ってきました。

基幹型児童館機能は、児童館等再編成方針において「支援の必要な児童を支援するため、地域の

支援機関や支援に関わる市民と連携し、問題を抱えている子どもたちを支援する機会や場所などをコーディネートすることを視野に検討していく」とされていることを踏まえ、児童館・学童クラブの把握した情報を統括し、関係機関との連携の強化を図るなど、児童に関する問題の予防的な役割や福祉的な役割を担うことを検討しています。

また、各小学校で実施している放課後子供教室との連携を図り、放課後の居場所の拡充に努めます。

・居場所の確保(児童館)

乳幼児活動や子どもの意見を反映したイベントなどを実施し、乳幼児や児童・生徒が安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、日曜・夜間開館、夏季休業中の児童館ランチタイム・サマー子ども教室など、事業の拡充を図ることで、居場所の確保に努めます。

・学習支援(子どもの居場所と学習支援)

西東京市第2次総合計画後期基本計画に掲げる「子どもの居場所の充実」及び、子育て子育てワイワイプランが示す「居場所づくり」を進めるため、「子どもの居場所と学習支援の取組方針（以下「取組方針」という。）」を策定しています。

取組方針は、既存の子どもの居場所での学習支援の充実を図り、学習支援機能の導入や、新たな協働による子どもの居場所の創出に努めるものとしています。

そして、居場所とは、子どもたち自身が、年齢や育ちにに応じて様々な選択肢の中から居場所を選ぶことができ、「何もしなくてもいい、ほっとできる場所、くつろげる場所」であり、「いつ来て、いつ帰るか、どのように過ごすかは自分で（子どもが）決められる場所」としています。

学習支援とは、学校外で多様に育ち・学ぶ場（生涯学習・社会教育）の視点を持つ取組とし、児童館・学童クラブ、公民館、図書館、学校を対象に、具体的な取組をあげています。

・ヤングケアラー支援

ヤングケアラーとは、本来、大人が担う家事や家族の世話等を行っている18歳未満の子どもとされています。日常的に、病気や障害がある家族に代わっての家事、幼いきょうだいの世話、家族の通訳等を行っていることから、子ども自身がSOSの発信が出来ず、自らの育ちや教育に影響を及ぼす可能性があります。

子ども家庭支援センターや学校、高齢の方や障害がある方に関わる部署等と連携しながら、ヤングケアラーに該当する子どもの早期発見に努め、早期対応を目指してまいります。

(2) 支援機関の連携強化

子ども条例前文では「市は子どもが生まれてから切れ目のない支援をすすめます。」とされています。

子どもが健やかに成長し、親子ともに健康に過ごすためには、子育て家庭を切れ目なく継続的に見守り、様々な問題が深刻化することを未然に防ぐ必要があります。市では、早期に把握された情報から必要な支援につなぎ、必要な家庭を継続的に支えるため、関係機関と最新の情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目指しています。